

令和8年5月29日

保護者様

貝塚市立第四中学校  
校長 坂中 達

## 非常変災時における臨時休業判断基準について

警報発令時および地発生時には、下記のとおり臨時措置を講じますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、これまでの臨時休業の基準に加え、大雨および土砂災害については、レベル4が臨時休業の基準に追加されていますので、ご注意ください。

### 記

1. 午前7時の時点で、大阪府全域、泉州地域・貝塚市に以下の警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

【暴風警報】	(暴風警報にはレベルはありません。)	
【河川氾濫】		レベル5 (特別警報)
【大雨】	レベル4 (大雨危険警報)	レベル5 (特別警報)
【土砂災害】	レベル4 (土砂災害危険警報)	レベル5 (特別警報)
【高潮】		レベル5 (特別警報)

2. 本市または隣接市町で震度5弱以上の地震が発生した場合

- **始業前**… **臨時休業**
- **授業中**… 授業中止 (状況により学校待機または下校)。  
翌日は**臨時休業**
- **放課後**… 翌日は**臨時休業**
- **登下校中**… ・子どもたちは揺れが収まるまで、その場で安全確保し、揺れが収まったら、学校か家の近い方、安全な方へ移動して下さい。  
・家に家族がいない場合は、学校や知り合いの大人のいる安全な場所に避難して下さい。

3. 本市または隣接市町で震度5弱未満(4以下)の地震が発生した場合

- **通常授業**を実施します。
  - ・学校施設の被害状況や通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとる場合があります。その際はホームページ等で連絡します。
  - ・「隣接市町」とは、岸和田市、泉佐野市及び熊取町を言います。